

## 令和元年東日本台風（台風第19号）災害からの 長野県佐久地域における早期の復旧・復興に向け 「災害復旧工事マネジメント業務」に取り組みます。

独立行政法人都市再生機構（UR）は、これまでの市街地整備や東日本大震災からの復興支援などの経験を踏まえ、長野県佐久地域（2市5町4村の計11市町村）における復旧・復興まちづくりの円滑かつ速やかな実施に向けて、長野県、佐久市及び公益財団法人長野県建設技術センターと4者での協定を本日付けで締結し、令和2年4月から「災害復旧工事マネジメント業務」に取り組みます。

### 【災害復旧工事マネジメント業務の概要】

佐久地域における災害復旧工事の効率的・効果的な執行及び早期完了を目的に、15団体におよぶ発注者間や複合・重層的に発生する多種多様な復旧工事間を横断的に調整し、次の業務を行います。

- ① 発注者間の調整: 発注者間調整会議の運営、発注者間の課題の調整及び解決など
- ② 施工者間の調整: 工事連絡調整会議の総括、施工者間の課題の調整及び解決など

なお、令和2年4月に予定する長野県との契約締結後、URとして、災害復旧工事マネジメント業務を担う職員を現地に配置し、佐久地域の一日も早い復旧・復興まちづくりに向け取り組めます。

### （背景）

URは、長野県と平成30年5月18日に「まちづくり支援に係る包括連携に関する協定」を締結し、長野県が進めるまちづくりの推進に取り組んでいます。

そのような中、昨年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）において長野県内の多くの地域が被災し、特に佐久地域において広域かつ600箇所を超える多種多様な復旧工事が複合・重層的に発生する甚大な被害を受けたことから、早期の復旧・復興に向けた支援検討が長野県からURに要請されました。

その後、長野県、佐久市、公益財団法人長野県建設技術センター及びURにて協議を行い、本日、4者での協定締結に至りました。

- 別図1 令和元年東日本台風（台風第19号）に伴う長野県公共土木施設等被災状況
- 別図2 災害復旧工事マネジメント概要（調整内容）
- 別図3 災害復旧工事マネジメント概要（体制）
- 別紙 長野県佐久地域の災害復旧・復興まちづくり支援に係る協定

### （お問い合わせ先）

UR都市機構

本社 都市再生部 全国まちづくり支援室 まちづくり支援課

（電話）045-650-0872

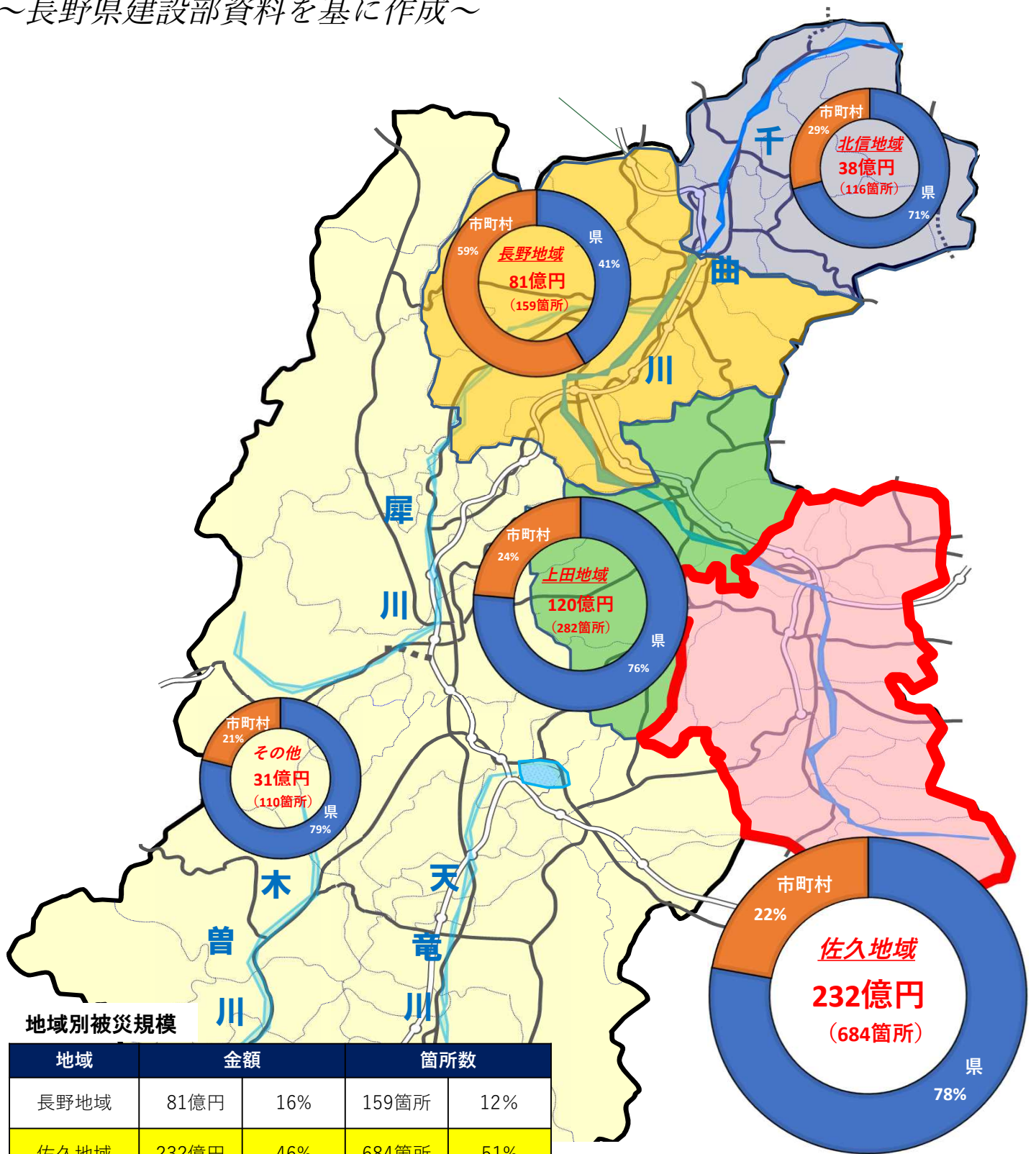
本社 災害対応支援室

（電話）045-650-0483

本社 広報室 広報課

（電話）045-650-0887

～長野県建設部資料を基に作成～



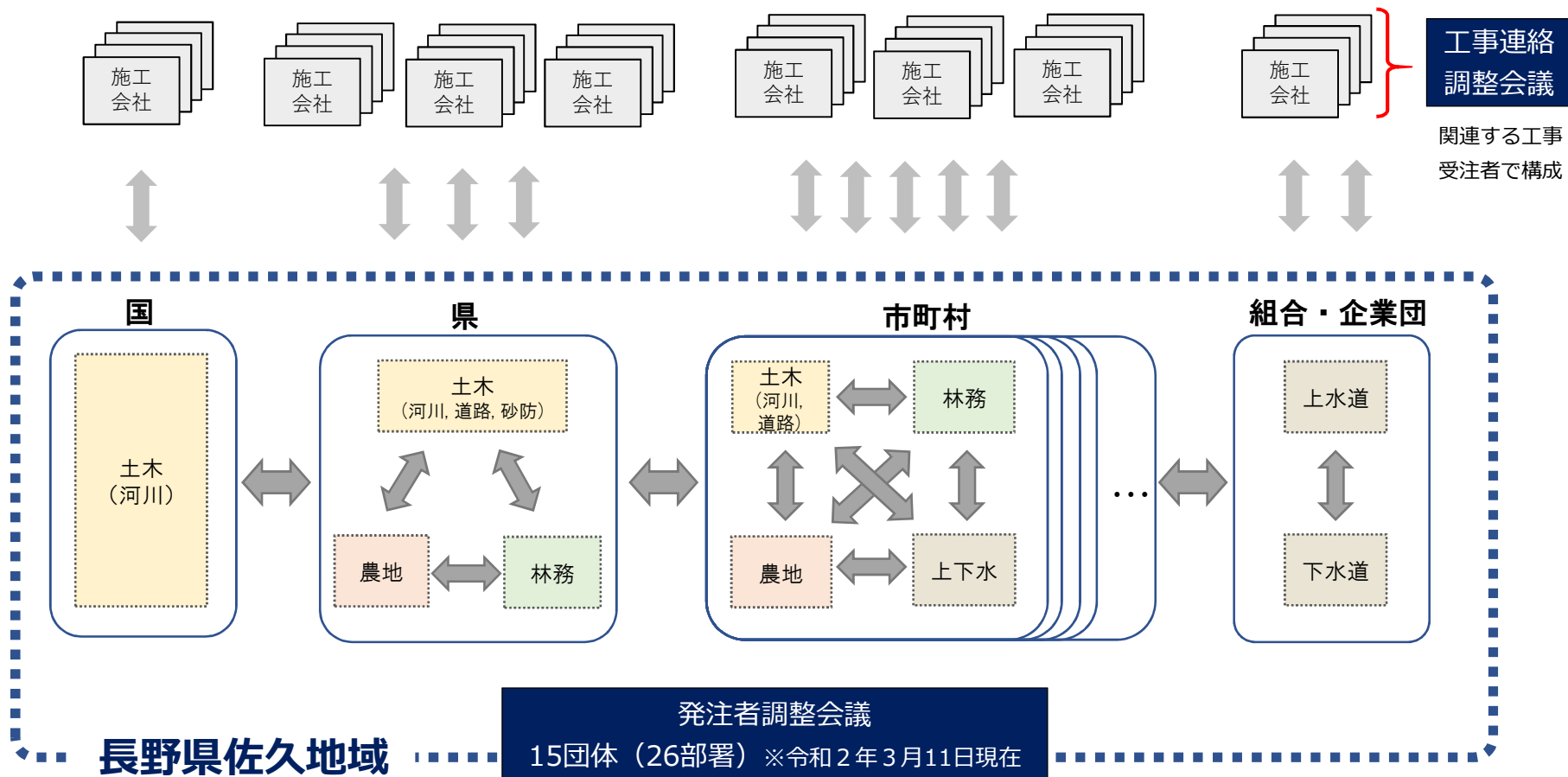
地域別被災規模

地域	金額		箇所数	
長野地域	81億円	16%	159箇所	12%
佐久地域	232億円	46%	684箇所	51%
上田地域	120億円	24%	282箇所	21%
北信地域	38億円	8%	116箇所	8%
その他	31億円	6%	110箇所	8%
合計	502億円	100%	1351箇所	100%

※公共土木施設等  
河川、砂防、道路、橋梁、下水、公園

※公共土木施設等（河川、砂防、道路、橋梁、下水、公園）の地域別査定決定額（令和2年2月時点）





## 災害復旧工事マネジメント

**(仮称) 災害復旧支援チーム (長野県・UR都市機構 (CMR※)・公益財団法人長野県建設技術センターで構成) を配置し、複合・重層的に発生する多種多様な災害復旧工事の横断的な調整を支援**

※CMR (コンストラクションマネージャー) とは、発注者と契約を結び、技術的な中立性を保ちつつ、発注者が行う各種マネジメント業務の全部または一部を行う者。

長野県佐久地域における災害復旧・復興まちづくり支援に係る協定

長野県（以下「甲」という。）、佐久市（以下「乙」という。）、公益財団法人長野県建設技術センター（以下「丙」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「丁」という。）は、相互のパートナーシップを確認し、令和元年東日本台風（台風第19号）災害により被災した佐久地域における復旧・復興まちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐久地域における災害復旧を中心とした復旧・復興まちづくり（以下「復旧・復興まちづくり」という。）の円滑かつ速やかな推進を図ることを目的とする。

（相互協力等）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、相互に協力し、誠意をもって協議を行い、復旧・復興まちづくりの円滑な推進に努めるものとする。

（役割分担等）

第3条 甲は、次に掲げる事項を実施する。

一 甲が所掌する復旧工事及びそれに伴う必要な調整

2 乙は、次に掲げる事項を実施する。

一 乙が所掌する復旧工事及びそれに伴う必要な調整

3 丙は、次に掲げる事項を実施する。

一 丙が所掌する復旧工事及びそれに伴う必要な調整並びに前2項に掲げる事項の甲及び乙の支援

4 丁は、次に掲げる事項を実施する。

一 第1項に掲げる事項を円滑に推進するための佐久地域の総合的な調整に係る甲の支援

二 佐久地域の復興まちづくりに係る甲の支援

5 甲、乙、丙及び丁は、前各項に掲げる事項を円滑かつ効果的に実施するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとし、必要な契約等を当事者間で別途締結するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の翌日から令和3年3月31日までとする。

2 甲乙丙丁間で協議し合意に至った場合、有効期間を延長できるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙丁協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年3月11日

甲 長野県長野市南長野幅下692-2  
長野県知事 阿部 守一

乙 長野県佐久市中込3056  
佐久市長 柳田 清二

丙 長野県長野市大字南長野字幅下667-6  
公益財団法人長野県建設技術センター  
理事長 油井 均

丁 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号  
独立行政法人都市再生機構  
理事長 中島 正弘